

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成18年12月 1 日 |
| 【会社名】 | 株式会社アイケイコーポレーション |
| 【英訳名】 | IK CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 加藤 義博 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区広尾一丁目 1 番39号 |
| 【電話番号】 | 03(6803)8811 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営管理室・人財管理室・経営企画室管掌取締役 松本 博幸 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区広尾一丁目 1 番39号 |
| 【電話番号】 | 03(6803)8855 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営管理室・人財管理室・経営企画室管掌取締役 松本 博幸 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【提出理由】

平成18年10月26日開催の当社取締役会および平成18年11月28日開催の当社第8回定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しましたので、証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 銘柄

株式会社アイケイコーポレーション新株予約権証券

2. 発行数

370個

3. 発行価格

無償

4. 発行価額の総額

214,452,000円（注1）

5. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式370株（株式分割効力発生後：1,110株（注2））

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1株につき193,200円（注3）

7. 新株予約権の行使期間

平成20年12月1日から平成22年11月30日まで

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権のその一部を行使することができる。
- ② 新株予約権は、その割当を受けた時から権利行使時に至るまでの間、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員等の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ④ その他の行使条件については、当社第8回定時株主総会以降に開催される取締役会決議に基づき定めるものとする。

9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

107,226,000円（1株につき96,600円）（注3）

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方（以下「勧誘の相手方」という。）の人数およびその内訳

当社従業員 104名

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第3条の3第2項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

- (注1) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額および新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価格のうち資本に組み入れる額については、新株予約権の行使期間が平成20年12月1日からであるため、平成18年11月30日を基準とする株式分割を考慮し、株式分割の効力発生後の新株予約権の目的たる株式の数1,110株に基づいて算出しております。
- (注2) 新株予約権の目的たる株式の数における株式分割効力発生後の数については、平成18年11月30日を基準日とする、1株につき3株の割合をもって分割する株式分割（効力発生日：平成18年12月1日）の効力発生後の数を記載しております。
- (注3) 新株予約権の行使に際しての払込金額については、平成18年11月30日を基準日とする株式分割を考慮して算出しております。